

別紙(建築物に係る新築工事等の場合)

1 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作業内容	分別解体等の方法
	造成等	造成等の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	屋根	屋根の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	その他 ()	その他の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用

2 解体工事に要する費用 (受注者の見積金額) 千円

3 再資源化等をするための施設の名称及び所在地 裏面のとおり

4 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用 (受注者の見積金額) 千円

(注) 変更契約の場合は変更事項のみ記入する。(費用の変更の場合は増減額を記入する。)

別紙(建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)の場合)

1 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作業内容	分別解体等の方法(解体工事のみ)
	仮設	仮設工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	土工	土工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	基礎	基礎工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	本体構造	本体構造の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	本体付属品	本体付属品の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	その他 ()	その他の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用

2 解体工事に要する費用 (受注者の見積金額) 千円

3 再資源化等をするための施設の名称及び所在地 裏面のとおり

4 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用 (受注者の見積金額) 千円

(注) 変更契約の場合は変更事項のみ記入する。(費用の変更の場合は増減額を記入する。)

記載例

落札後、監督職員に下記の事項の確認をとった後、
契約書の仲裁合意書の後に入れて袋とする。

別紙(建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)の場合)

1 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容		分別解体等の方法(解体工事のみ)	
	仮設	仮設工事	有	無	手作業 手作業・機械作業の併用
	土工	土工事	有	無	手作業 手作業・機械作業の併用
	基礎	基礎工事	有	無	手作業 手作業・機械作業の併用
	本体構造	本体構造の工事	有	無	手作業 手作業・機械作業の併用
	本体付属品	本体付属品の工事	有	無	手作業 手作業・機械作業の併用
	その他 (コンクリート取り壊し工)	その他の工事	有	無	手作業 手作業・機械作業の併用

2 解体工事に要する費用
(受注者の見積金額)

直接工事費
(千円単位:百円以下四捨五入)

5 00千円

3 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

裏面のとおり

4 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用
(受注者の見積金額)

直接工事費
(千円単位:百円以下四捨五入)

3 00千円

(注) 変更契約の場合は変更事項のみ記入する。(費用の変更の場合は増減額を記入する。)

〔適用期日〕 平成14年5月30日契約案件より適用

〔該当工事〕 コンクリート アスファルト・コンクリート 木材のいずれかを用いた下記の規模以上の建設工事

工事の種類	規模の基準
建築物の解体	延床面積80㎡以上
建築物の新築・増築	延床面積500㎡以上
建築物の修繕・模様替(リフォームなど)	工事金額 1億円以上
その他の工作物に関する工事(土木工事など)	工事金額 500万円以上

..... 該当しない工事は、契約書の6. 解体工事に要する費用等の欄は「別紙のとおり」を消し「-」とする。.....

〔契約添付書(別紙)記載上の注意事項〕

落札後監督職員に記載内容の確認をとった後、契約書の仲裁合意書の後に入れ袋とじする。

1 分別解体等の方法

該当項目について、チェックボックスにマークする。

但し、該当項目のない場合は、「その他」の()欄に直接記入する。

〔例〕建築物以外...(土木工事等)の場合でコンクリート取り壊し等の作業がある場合 その他(コンクリート取り壊し工)と記載する。

2 解体工事に要する費用

金額については、直接工事費(千円単位:百円以下四捨五入)

土木工事等における解体費用とは、「コンクリート取り壊し工」「アスファルトコンクリート取り壊し工」等であり、取り壊し後ダンプトラック等の運搬機械に積み込むまでの費用である。(設計書に計上された項目のみ対象)

3 再資源化等をするための施設の名称及び所在地(裏面記載)

特定建設資材(コンクリート、木材、アスファルトコンクリート、コンクリート二次製品)を築造する構造物の材料として使用する場合(残材の発生に対する処理先)、また、当該工事現場から特定建設資材の廃材が排出される場合、それぞれの処理先とする再資源化施設の名称、所在地を記載する。

4 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用

金額については、直接工事費(千円単位:百円以下四捨五入)

土木工事等における再資源化等費用とは、特定建設資材廃棄物をダンプトラック等の運搬機械により再資源化施設へ運搬する費用及び再資源化に要する費用(廃材処理費)である。(設計書に計上された項目のみ対象)

佐野市建設工事請負契約書新旧対照表

改正前	改正後
<p>佐野市建設工事請負契約書</p> <p>1～5（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（略）</p> <p>（新設）</p>	<p>佐野市建設工事請負契約書</p> <p>1～5（略）</p> <p>6 解体工事に要する費用等 別紙のとおり</p> <p>（注）建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律104号）第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、1 分別解体等の方法、2 解体工事に要する費用、3 再資源化等をする施設の名称及び所在地、4 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用についてそれぞれ別紙に記入する。</p> <p>（略）</p> <p style="background-color: yellow;">（仲裁合意書の次頁に該当の以下の頁を挿入）</p> <p>別紙（建築物に係る解体工事の場合）</p> <p>別紙（建築物に係る新築工事等の場合）</p> <p>別紙（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）の場合）</p>
<p>佐野市建設工事変更請負契約書</p> <p>1～6（略）</p> <p>（新設）</p>	<p>佐野市建設工事変更請負契約書</p> <p>1～6（略）</p> <p>〔7 解体工事に要する費用等 別紙のとおり〕</p> <p>（注）〔7は、解体工事に要する費用等に変更が生じた場合のみ記入する。〕</p> <p style="background-color: yellow;">（注）別紙は変更契約の場合は変更事項のみ記入（費用の変更の場合は増減額を記入する。）し変更契約書の次頁に挿入</p>